

相模原市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業者における事業の継続に資することを目的として、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について(令和3年4月8日老発0408第1号厚生労働省老健局長通知)に基づき、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するために必要な経費の一部を補助することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業者 介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の規定に基づき、市が指定等した介護サービス事業所等(市内に所在する介護サービス事業所等に限る。)を運営する法人をいう。
- (2) 訪問系サービス事業所 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(訪問サービスに限る。)並びに居宅介護支援、福祉用具貸与及び居宅療養管理指導を行う事業所をいう。
- (3) 短期入所系サービス事業所 短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)並びに認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)を行う事業所をいう。
- (4) 介護施設等 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護療養型施設サービス及び認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。)を行う事業所並びに養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及

びサービス付き高齢者向け住宅をいう。

(5) 通所系サービス事業所 通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(通いサービスに限る。)を行う事業所をいう。

(6) 高齢者施設等 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護療養型施設サービス、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を行う事業所並びに養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。

(7) 介護サービス事業所等 前各号に定める事業所及び施設等をいう。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とし、市は次のいずれかに該当する介護サービス事業所等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常介護サービスの提供時では想定されない、感染防止対策や人材確保等に必要なかかり増し経費について補助を行う。

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等(休業要請を受けた介護サービス事業所等を含む。)

ア 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)

イ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等

ウ 神奈川県又は市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所

エ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(ア、イの場合を除く。)

オ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

ア 前号のア、ウ以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(通いサービスに限る。)を行う事業所を除く。)

であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。））

(3) 次のいずれかに該当し、感染者が発生した介護サービス事業所等の利用者の受け入れや当該事業所等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所等

ア 第1号のア又はウに該当する介護サービス事業所等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

(対象期間)

第4条 補助の対象期間は、前条に規定する事業に係る経費のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発生した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1から別表第3までに定めるところにより算出した額とする。

(交付の申請)

第6条 複数の介護サービス事業所等を運営する者は、市内に所在する介護サービス事業所等について、一括して申請することができる。

2 規則第4条第1項第1号の補助事業等計画書は、第1号様式によるものとする。

3 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 経費が別表第1の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」に該当する場合は、自費検査費用の補助に係るチェックリスト

(2) 経費が別表第1の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」に該当する場合は、感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

(交付の条件)

第7条 規則第6条の市長が必要と認める条件は、次に掲げるものとする。

(1) 申請に係る補助対象経費について、介護サービス事業者が全額を負担してい

ること。

(2)申請に係る補助対象経費について、他の制度による補助を受けていないこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の市長の定める期日は、補助事業等の完了後30日を経過した日(当該経過した日が補助事業等の完了があった日の属する市の会計年度の末日後の日となる場合は、当該会計年度の末日)とする。ただし、本要綱の施行日より前に事業が完了した事業所の場合は、交付決定通知書を受理した日から30日を経過した日までとする。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業等実績内訳書

(2) 補助内容が確認できるもの

(3) 負担金等領収書の写し又はこれに準ずる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月7日から施行し、同年1月9日から適用する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月25日から施行し、同年1月9日から適用する。